

和歌山県健康推進員活動助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県民の健康の向上を図り、地域に根ざした健康づくりを推進するため、健康長寿日本一わかやまの実現に向けた取組の一環として健康推進員の活動を助成する市町村に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、地域に根ざした県民の健康づくりを推進するため市町村が実施する健康推進員活動助成事業とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象事業における補助金交付の対象経費及び基準額は、別表のとおりとする。

(補助金の算定)

第4条 補助金の額は、基準額又は対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

(交付申請の添付書類の様式等)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出期限
補助金所要額及び事業実施計画書	別記第1号様式	別に定める。
歳入歳出予算書（抄本）	/	
その他知事が必要と認めるもの	/	

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(補助事業の変更、中止又は廃止の承認)

第7条 前条第1号アの規定により知事の承認を受けようとする場合には変更承認申請書（別記第2号様式）を、同号イの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第8条 補助事業者は、事情の変更により規則第5条の規定により決定された金額の変更を申請しようとするときは、次の表に定める書類を知事に提出しなければならない。

書 類	様 式	提出期限
補助金変更交付申請書	別記第 4 号様式	別に定める。
補助金変更所要額及び事業変更実施計画書	別記第 5 号様式	
歳入歳出予算書（見込書）抄本		
その他知事が必要と認めるもの		

（実績報告書の添付書類の様式等）

第 9 条 規則第 1 3 条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出期限
補助金精算額及び事業実績報告書	別記第 6 号様式	別に定める。
歳入歳出決算書（抄本）		
その他知事が必要と認めるもの		

第 10 条 規則及びこの要綱に定めるものの他、補助事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 6 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	基準額
健康推進員活動助成事業	健康推進員の活動に係る旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、火災保険料）の助成に要する経費	2,000円に別に定める健康推進員の活動に協力した健康推進員の人員を乗じた額